

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成27年2月12日
(平成27年1月受付分)



平成27年1月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計6件(12月:4件)でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆便利なネット通販…でも、こんなトラブルが！…

●事例：

携帯電話のネットショップでコートとブーツを購入した。届いたものを身に着けてみると、通常より小さめに作られているようでサイズが合わなかった。クーリング・オフできるか。
(17歳 女性)



アドバイス

- インターネット通販は、パソコンの他に携帯電話などからも簡単に利用できます。しかし、購入前に実物を見たり手にとったりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルになることがあります。また、注文時の注意書きをよく読まずに注文し、「返品・交換ができなかった」「お試しのつもりで注文したのに定期購入になっていた」といったトラブルもありました。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は各々で決められた返品ルールに従った上で可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。面倒でも契約の詳細な内容や返品のルールについてよく確認してから申し込むようにしましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第50号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
13	娘の携帯に「総合情報サイトで無料期間中に退会届を出していないので料金が発生している。このままでは法的措置を取る」とメールが届いた。
17	息子あてに衣類が届いた。息子は頼んでいないという。業者に確認したら、携帯電話から2週間前に申し込まれていると注文した時間の回答もあった。どうして届いたのか不審。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)